

理事の所掌規則

- 第 1 条 この規定は、一般社団法人日本ボクシング連盟（以下「日本連盟」という。）の理事の職務権限を定め、一般社団法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。
- 第 2 条 この規程において、理事とは代表理事である会長及び業務執行理事である専務理事及び常務理事並びに理事をいう。
- 第 3 条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を執行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。
- 第 4 条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。
- 第 5 条 会長は日本連盟の代表理事として、この法人を代表し、その業務を遂行する。
- 2 会長の職務権限は、日本連盟としての業務執行の全てに及ぶ。
但し、会長は業務の特質や状況により業務の一部を会長代行、副会長、専務理事又は常務理事に委嘱することができる。
- 3 物品購入又はサービスの注文は全て会長の決済権限とする。
但し、日常の消耗品又はサービスの注文は事務局長の判断によるものとする。
- 第 6 条 会長代行、副会長及び専務理事は会長を補佐し、この法人の業務を遂行する他、理事会が決める担当業務を分掌し、執行する。
- 第 7 条 会長は重要な業務執行につき必要があるときは、会長、会長代行、副会長、専務理事及び常務理事を構成員とする業務執行理事会を招集し、重要事項を決定することができる。
但し、業務執行理事会において決定した事項については理事会に報告しなければならない。

第 8 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項各号の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第 9 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規則は平成 29 年 2 月 11 日から施行する。

この規則は、改定した平成 31 年 2 月 2 日から実施する。